# 楽報師成上重要な以下海水・河川、深北・野上的資産・ 物理が対する 主要な展現地域が大災連続後の17 展現を導ったり、)。並びに周辺から の細理を持げないよう組織した企業とすること。 ・ 通路、公舗等の公共の場所(以下・環路等。という、)は物地が密する場合には、その場所操作のできる限りを追した企業とすること。 ・ 地域を影響によっては、既存の「別と制をいってと、所できる別をしたし、経験や参画上部ではすわないこと。 ・ 予能と概要が現代で一部をあっては、既存化、気味、建物等がある場合には、その現状をできる限り変えて行うこと。 ・ ・ 境地かに原状な避難を移動している力では、日本機・主なでした。 ・ 一周辺の景観にできる限り影響を与えない環境とすること。 ・ 一周辺の景観にできる限り影響を与えない環境とすること。 ・ 地域については、周辺の影響を与えない環境とすること。 ・ 地域については、周辺の影響を与えない環境とすること。 ・ 地域については、周辺の影響を与えない環境とすること。 ・ できる限り多くの土地について、途やかに行うこと。 ・ 地域とできる限り変えてに対ける以外にその必要に関するととができる限りが関すに対していたが、との境界がいたでも必要に対したのでするだけ、の別が内が経知器(原面及びに環境を対し、指揮を対し、対していう。)を持く、) の別が内が経知器(原面及びに環境を対し、対してはつい。) は、所述のの関係の関係がの事を対したの表に関するでは、が、 できる場合は、その境界が、 できる場のが、 できる場のが、 できる場のが、 できる場のが、 できる場のできる限り 強大が企業すること。 ・ 地域と対して農業を考されたの必要を実施し、近くでもこと。 ・ 地域と対して農業を考されたの必要を対し、できること。 ・ 地域と対して農業を考されたの必要を対し、が、 は、 関本 は、 関本 は リール に 東	景観形成基準			チェック欄
の影型を対けないよう高層したの重とすること。 ・ 直接、公園やの実体の場所(以下、酒房等。という。)に動物が接する場合には、その場所検がもつきる間り後退した何度とすること。 ・ 心臓音楽部の変化をいるっては、既存の自然地形をいかっことができる位置とし、体をや効量上部では打ちないにと、・ ・	共通事項		・景観形成上重要な山、海岸、河川、湖沼、歴史的資産、街並み等に対する	3
の			主要な展望地及び公共交通施設(以下「展望地等」という。)並びに周辺が	ov
信任、その境界線からできる限り後退したの量とすること。 ・			らの眺望を妨げないよう配慮した位置とすること。	
信任、その境界線からできる限り後退したの量とすること。 ・			・道路、公園等の公共の場所(以下「道路等」という。)に敷地が接するは	三
・		/ _		
### とし、移動や利用上部では行わないにと、		1111		g
		置		
				_
# ・ ・ ・				2
提案物の				`
模様 ・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。 ・技様については、周辺の政界の独生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の場所により周辺から強へいすること。 ・行為に係る工事期間中は、工労道の広等・という。な除く、) の数地が特勢道路、帰道及び近域環番をいう。」に称する場合は、その境界 から山麓景観形成区域への多理物及び通常をいう。」に称する場合は、その境界 から山麓景観形成区域への多理物及の通常観形成区域への等ら自己の居住の 用に供する一戸建で生気の支援主義物と用途上不可分の関係にある建築 物並びに無株業を管位ためた必要な建築物(以下「作宅等」という。)は 開始との境界からである限別報化の策とすること。 ・ 通性及び透光等が上高さきできる限りが(以下「作宅等」という。)は 開始との世界からである限別報化の策とすること。 ・ 過性及び透光等が上高さきできる限りが低くすること。 ・ 現代とびは変化等のより、一角のの景観が多まし、突出した印象を与な ない現場とすること。 ・ ・ 選集制を関係を関すること。 ・ ・ 選集制を関係をしまること。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
		規	・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	
		+#		
建築物の 建築物の 連級物の 連級地の 一直 一直 一直 一直 一直 一直 一直 一		悮		
選案等の は		紀	・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。	
選案等の は		化	・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。	
接接等 は 「た物の を設等 をかいに認められる広告板、塀等(以下・汚)遺広告等。という。)を除く。)の敷地が幹線道路(果道及び広域構造をいう。)に接する場合は、その境界から山産景観形成区域にあっては5m以上、沿道景観形成区域にあっては2m以上後退した位置とすること。 ・ 治温素観形成区域の連接学物なび山産景観形成区域にあっては2m以上機力の関係にある建築物地立に農林業を登むために必要な建築物(以下・作宅等。という。)は、開地との境界からできる現り離れた位置とすること。 ・ 山産景観形成区域の連接やの連線物の高さは20mを超えないこと。 ・ 電柱及び透電塔等以外の建築物のあされては、でまること。 ・ 大山の脚径を旧書です。かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・ 大山の脚径を旧書です。かつ、周辺の景観がら著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・ ・ 型はをが多った。 ・ ・ 型はをが多った。 ・ ・ 型はをが多った。 ・ ・ 型はをが多いでは、有いでは、自然では、原理・となるといった。 ・ ・ 型面設権、屋上設備等())は、露出させないようにし、やむを得す露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び施定とすること。 ・ ・ 「整面設権、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高楽水橋、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをもいう。以下同じ。・ ナ規校な平滑面が生じないよう。整面の処理に配慮すること。 ・ 月間辺の野壁と調和した必とすること。・ ・ 男似のベースカラー()のと対とすること。・ ・ 男似のベースカラー()のと対は、有が色に関し、次のとおりとすること。 ・ たり、歴史的以は文化的な事由により、当該非理以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 ・ 有彩色の色相 彩度		等	・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。	
接接等 は 「た物の を設等 をかいに認められる広告板、塀等(以下・汚)遺広告等。という。)を除く。)の敷地が幹線道路(果道及び広域構造をいう。)に接する場合は、その境界から山産景観形成区域にあっては5m以上、沿道景観形成区域にあっては2m以上後退した位置とすること。 ・ 治温素観形成区域の連接学物なび山産景観形成区域にあっては2m以上機力の関係にある建築物地立に農林業を登むために必要な建築物(以下・作宅等。という。)は、開地との境界からできる現り離れた位置とすること。 ・ 山産景観形成区域の連接やの連線物の高さは20mを超えないこと。 ・ 電柱及び透電塔等以外の建築物のあされては、でまること。 ・ 大山の脚径を旧書です。かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・ 大山の脚径を旧書です。かつ、周辺の景観がら著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・ ・ 型はをが多った。 ・ ・ 型はをが多った。 ・ ・ 型はをが多った。 ・ ・ 型はをが多いでは、有いでは、自然では、原理・となるといった。 ・ ・ 型面設権、屋上設備等())は、露出させないようにし、やむを得す露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び施定とすること。 ・ ・ 「整面設権、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高楽水橋、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをもいう。以下同じ。・ ナ規校な平滑面が生じないよう。整面の処理に配慮すること。 ・ 月間辺の野壁と調和した必とすること。・ ・ 男似のベースカラー()のと対とすること。・ ・ 男似のベースカラー()のと対は、有が色に関し、次のとおりとすること。 ・ たり、歴史的以は文化的な事由により、当該非理以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 ・ 有彩色の色相 彩度	建築物の		・建築物等(道路に隣接して設ける以外にその設置目的を達成することがで	7.
は 工作物の からは無常野形成区域にあってはまかい上、沿道景観形成区域にあっては 20 加以上地退した位置とすること。				
工作物の 強い等 から山麓景観形成区域にあっては 5m以上、沿道景観形成区域にあっては 20 m以上後退した位置とすること。 - 沿道景観形成区域内の建築物及び山麓景観形成区域内の専ら自己の居住の 用に供する 一戸建て住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築 物並びに農林業を管むために必要な建築物(以下「住宅等」という。)は、開地との境界からできる限り離れた位置とすること。 - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
### 20				
□ 計造景観形成区域内の建築物及び山麓景観形成区域内の等ら自己の居住の 開に供する一戸建て住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築 物並びに無株業を営むため心夢をは建築物(以下「住宅等」という。)は、 開地との境界からできる限り離れた位置とすること。 ・山麓景観形成区域にあっては、住宅等以外の建築物は、隣地との境界から 5m以上離れた位置とすること。 ・電柱及び途電場等以外の建築物の高さは20mを超えないこと。 ・電柱及び途電場等は高さをできる限り低くすること。 ・大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観がら著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・土建筑物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び部匠とすること。 ・整面設備、屋上設備等()は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と回辞和した形態及び意匠とすること。 ・磐面設備、屋上設備等()は、婚突、排気塔、装飾塔、電波塔、高深水槽、冷却塔、電線等の壁面。屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ、大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の景観と調和した色彩とすること。・異なった色彩を使用する場合は、その数を展別し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 有彩をの色相 彩度 0.1R - 10R 2 以下 0.1YR - 5Y 4 以下 1.2以下 0.1YR - 5Y 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5				
関に供する一戸建て住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農株業を営むために必要な建築物(以下「住宅等」という。)は、隣地との境界からできる限り離れた位置とすること。 ・山麓景観形成区域にあっては、住宅等以外の建築物は、隣地との境界から 5m以上離れた位置とすること。 ・電柱及び送電塔等以外の建築物の高さは20mを超えないこと。 ・電柱及び送電塔等以外の建築物の高さは20mを超えないこと。 ・電柱及び送電塔等以外の建築物の高さは20mを超えないこと。 ・電社及び送電塔等は高さをできる限り低くすること。 ・大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない現像とすること。 ・建築物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び急促とすること。 ・型面設備、屋上設備等() は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び急促とすること。 ・型面設備、屋上設備等() は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び急促とすること。 ・が監政・「が上に、「大規模な平海面が生しないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・ 周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・ 外観のベースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。	を以う	位		
物並びに農林業を営むために必要な建築物(以下「住宅等」という。)は、 隣地との境界からできる限り離れた位置とすること。 ・山麓景型形成区域にあっては、住宅等以外の建築物は、隣地との境界から 5m以上離れた位置とすること。 ・電柱及び送電塔等以外の建築物の高さは20mを超えないこと。 ・電柱及び送電場では高さをできる限り低くすること。 ・大山の眺望を旧書せず、かつ、周辺の景観と調和し、全体としてまとま りのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等() は、露出させないようにし、やむを得ず露出 させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠と すること。 「壁面設備、屋上設備等() は、層、出きでは、芸・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		置		
関地との境界からできる限り離れた位置とすること。 ・山麓寮報形成区域にあっては、住宅等以外の建築物は、隣地との境界から 所以上離れた位置とすること。 ・電柱及び送電塔等以外の建築物の高さは20mを超えないこと。 ・電柱及び送電塔等以外の建築物の高さは20mを超えないこと。 ・電柱及び送電塔等以外の建築物の高さは20mを超えないこと。 ・電柱及び透電塔等は高さをできる限り低くすること。 ・大地の戦を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・建羅物等は				
・山麓景観形成区域にあっては、住宅等以外の建築物は、隣地との境界から Sm以上離れた位置とすること。 ・電柱及び送電塔等は高さをできる限り低くすること。 ・現代及び送電塔等は高さをできる限り低くすること。 ・大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない現様とすること。 ・建築物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等() は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び意匠とすること。 ・『壁面設備、屋上設備等) とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高楽水橋、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。・大規模な平清面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。・周辺の最健と調和した形とすること。・男なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。・外観のベースカラー() の色彩は、有彩色の間し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 「包彩に関する事項については、日本工業規格の Z8721(色の表示方法・三属化よる表示)による。以下同じ、ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。・送電浴等については、展望地等からてれる色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。・送電浴をあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とと、それ以外の場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とさること、ただし、他の法令の規定により、そ				
5m以上離れた位置とすること。 電柱及び送電塔等以外の建築物の高さは20mを超えないこと。 電柱及び送電塔等は高さをできる限り低くすること。 ・ 大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・ 連葉物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び急匠とすること。 ・ 連面設備、屋上設備等() は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び急匠とすること。 「整面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高深水槽。冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。 ・ 大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・ 周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・ 周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・ 東なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・ 東なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、石の取りでない。 有彩色の色相				
・電柱及び送電塔等以外の建築物の高さは 20mを超えないこと。 ・電柱及び送電塔等は高さをできる限り低くすること。 ・大山の眺望を阳害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・建築物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び億圧とすること。 ・壁面設備、屋上設備等()は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び意匠とすること。 「壁面設備、屋上設備等()とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。 ・大規模な平滑面が走じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・勇辺の景観と調和した色彩とすること。・外観のペースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。・外観のペースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 「和彩色の色相」彩度 0.1kr-10kr 2.以下 0.1kr-5kr 4.以下 上記以外の色相 2.以下 0.1kr-5kr 4.以下 上記以外の色相 2.以下 0.1kr-5kr 4.以下 1.0kr 2.以下 0.1kr-10kr 2.以下 0.1kr-10kr 2.以下 0.1kr-10kr 2.以下 0.1kr-10kr 2.以下 1.kr 10kr 2.kr 10kr 10kr 10kr 10kr 2.kr 10kr 10kr 10kr 10kr 10kr 10kr 10kr 10				
規 ・電柱及び送電塔等は高さをできる限り低くすること。 ・大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・建築物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・空面設備、屋上設備等()は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる合合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び意匠とすること。 「壁面設備、屋上設備等)とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ、・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・ 外観のベースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。・ 外観のベースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 「有彩色の色相 彩度 0.1R - 10R 2 以下 0.1YR - 5Y 4 以下 1.1 以下 0.1YR - 5Y 4 以下 2 以下 0.1YR - 5Y 4 X 5Y				
模 ・大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から者しく突出した印象を与えない規模とすること。 ・建輸物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等()は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び意匠とすること。 「磐面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。 ・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・ 周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・ 典なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・ 外観のベースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。 ・ 外観のベースカラー()の色彩は、看彩色に関し、次のとおりとすること。 ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 「有彩色の色相 彩度 0.1R~10R 2以下 0.1YR~5Y 4以下 0.1YR~5Y 5 4以下 0.1YR~5Y 5 4以下 0.1YR~5Y 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5		+8		
ない規模とすること。 ・建築物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・整面設備、屋上設備等()は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び意匠とすること。 ・野面設備、屋上設備等)とは、煙突、排気塔、義飾塔、電波塔、高深水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・ 月辺の景観と調和した色彩とすること。 ・ 外観のペースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。・ 外観のペースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。		炾		
・建築物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・整面設備、屋上設備等() は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び意匠とすること。 「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。 ・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のペースカラー() の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。 ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 有彩色の色相 彩度 0.1R - 10R 2以下 0.1YR - 5Y 4以下 2以下 0.1YR - 5Y 4以下 1以下 1以下 1以下 1、正記以外の色相 2以下 1、正記以外の場合により、そ 1、送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 5 以下のは明度		模		t
りのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等() は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び意匠とすること。 「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。 ・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・勇強の景観と調和した色彩とすること。 ・外観のベースカラー() の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 有彩色の色相 彩度 0.1R~10R 2以下 0.1YR~5Y 4以下 上記以外の色相 2以下 0.1YR~5Y 4以下 上記以外の色相 2以下 0.1YR~5Y 4以下 上記以外の色相 2以下 0.1YR~5Y 4以下 上記以外の色相 2以下 0.1YR~5Y 4以下 1.5以下の比 2以下 0.1YR~5Y 4以下 1.5以下の世界である色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下 同じ。 ・送電堵等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 5 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 5 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 5 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 5 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 5 以下の無彩色とすることが表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表			ない規模とすること。	
- 壁面設備、屋上設備等() は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び意匠とすること。			・建築物等は、背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとる	ŧ
外 させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び意匠とすること。 「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。・外観のペースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 「名彩色の色相 彩度 0.1R~10R 2以下 0.1YR~5Y 4以下 上記以外の色相 2以下 0.1YR~5Y 4以下 上記以外の色相 2以下 1.5以外の色相 2以下 1.5以外の 1.5、本 2 三属性による表示)による。以下同じ。ペースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、 1.5、正面を複数に等分する場合は、そのすべてをペースカラーとして取り扱う。以下 1.5 「 2 三、 3 三、			りのある形態及び意匠とすること。	
すること。 「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。 ・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。・外観のベースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 有彩色の色相 彩度 0.1R - 10R 2 以下 0.1YR - 5Y 4 以下 上記以外の色相 2 以下 色彩に関する事項については、日本工業規格の Z8721(色の表示方法~三属性による表示)による。以下同じ。ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。 ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 6 以上 5 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 6 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ			・壁面設備、屋上設備等()は、露出させないようにし、やむを得ず露と	법
すること。 「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高 深水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類 するものをいう。以下同じ。 ・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。		外	させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和した形態及び意匠と	=
乗水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。 ・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 「有彩色の色相 彩度 0.1R~10R 2以下 0.1YR~5Y 4以下 上記以外の色相 2以下 0.1YR~5Y 4以下 上記以外の色相 2以下 0.1で、10 である。以下同じ。 ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。・ 送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度7とは対象に対象を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を			すること。	
するものをいう。以下同じ。		観	「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高	
・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 有彩色の色相 彩度 0.1R~10R 2 以下 0.1R~5Y 4 以下 上記以外の色相 2 以下 色彩に関する事項については、日本工業規格の Z8721 (色の表示方法~三属性による表示)による。以下同じ。 ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。 ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とさること。ただし、他の法令の規定により、そ			架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに数	頁
・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。			するものをいう。以下同じ。	
 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 有彩色の色相 彩度			・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。	
・外観のペースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 色			・周辺の景観と調和した色彩とすること。	
と。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通 念上認められている場合は、この限りでない。			・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。	
②上認められている場合は、この限りでない。 有彩色の色相 彩度 0.1R~10R 2以下 0.1YR~5Y 4以下 上記以外の色相 2以下 色彩に関する事項については、日本工業規格の Z8721 (色の表示方法~三属性による表示)による。以下同じ。 ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。 ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ			・外観のベースカラー()の色彩は、有彩色に関し、次のとおりとする。	<u>-</u>
②上認められている場合は、この限りでない。 有彩色の色相 彩度 0.1R~10R 2以下 0.1YR~5Y 4以下 上記以外の色相 2以下 色彩に関する事項については、日本工業規格の Z8721 (色の表示方法~三属性による表示)による。以下同じ。 ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。 ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ			と。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該彩度以外の使用が社会通	<u>¥</u>
日本 日				
色 0.1R~10R				
色彩に関する事項については、日本工業規格の Z8721(色の表示方法~三属性による表示)による。以下同じ。 ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。 ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ				
色 上記以外の色相 2以下 色彩に関する事項については、日本工業規格の Z8721(色の表示方法~三属性による表示)による。以下同じ。 ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。 ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ				
形 色彩に関する事項については、日本工業規格の Z8721(色の表示方法 ~ 三属性による表示)による。以下同じ。 ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。 ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ		_		
 三属性による表示)による。以下同じ。 ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。 ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ 		色		
ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁について、正面、両側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。 ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ		彩		-
側面、裏面及び屋根面ごとの面積の過半を占める色彩をいい、各面を複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。 ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ				=
数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下 同じ。 ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる 場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては 明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ				·
同じ。 ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる 場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては 明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ				
・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる 場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては 明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ				`
場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては 明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ				.
明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、そ				
れら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。				-
			れら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。	

1			1	
	素材	・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。		
	緑化	・当該行為に係る敷地面積が 1,000 ㎡以上にあっては、その面積から建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除いた面積の 3%以上を緑化すること。・幹線道路と接する部分には、植栽を設置すること。・緑化に当たっては、周辺の既存の植生との調和、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮すること。・建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。		
開為のそ地の(採鉱採く土取の発土墾他形変石及のを)の鉱採行地、土質更のび掘除善採物	変更後の形	・長大なのり面又は擁壁が必要とならないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 のり面は、緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・既存の自然地ないかし、周辺の地形と調和させること。		
	緑化	・のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。		
	方法	・展望地等から、掘採又は採取の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを 得ない場合には、次のようにすること。 のり面は、緑化可能な勾配とすること。 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。		
	遮 へ い	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。		
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。		
木竹の伐 採	方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹林並びに道路及び隣接地の境界付近に存する 樹林は伐採しないこと。		
	緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。		
屋外の保護を受けるのでは、一年のでは、一年のでは、一年のでは、一年ののは、一日のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日	位置	・沿道景観形成区域にあっては、道路等に敷地が接する場合には、その境界から 20m以上後退すること。		
	<u></u> 遮へい	・展望地等から堆積されている物件が見えないよう植栽その他周辺と調和する方法により遮へいすること。 ・塀、さく等(高さ 3m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは、有彩色に関し、次のとおりとすること。		
水面の埋 立て又は 干拓	変更後の形状	・長大なのり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 のり面は、緑化可能な勾配とすること。 護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。		
特定照明	方法	・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外の照射は最小限とし、光源の照射角度を下げ、光源等にカバー やルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。		